



様式第2号

令和4年9月 / 日

坂戸市議会議長 様

会派名 立憲民主・社民の会  
代表者名 武井 誠

### 実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

### 記

- 1 期 日 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午後3時40分
- 2 参加者氏名

武井 誠	弓削勇人	中村拡史	

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会  午前の部：消防行政の広域化について 午後の部：効果的な予算・決算の審議手法を考える

- 4 概要  
別添のとおり

坂戸市議会研修会が開催されたので、研修内容の概要を以下に報告する。

## 午前の部：消防行政の広域化について

消防広域化とは、消防組織法において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」（消防組織法第31条）と定義され、その理念は消防体制の整備及び確立を図ることにある。

消防は市民の生命、身体及び財産を守るという極めて重要な責務を担うものである。消防機能の適切な維持には適正な出動人員体制及び消防用車両等の確保が必要である。そして、個々の自治体の組織管理や財政運営面の脆弱性を克服するため、必要十分な消防組織の機能強化及び効率化に向けて、消防の広域化について検討すべきである。

平成18年の消防組織法改正で国は広域化の基本指針を策定し、平成30年の基本指針の一部改正では、人口減少社会の到来及び災害の大規模化・多様化に備えるためには消防広域化が有効であるとし、その必要性に関する認識と展望を埼玉県は平成31年の「埼玉県消防広域化推進計画」において示した。

そして、消防行政を広域的に共同して遂行し、組織運営上の機能増大及び効率化が図られ、行財政におけるスケールメリット（規模のメリット）が生まれることで効率化される利点が示された。本研修会においては豊富な具体的事例が示された。小田原市消防本部では、消防広域化により火災初動対応時の出動車両等が拡充され、広域化以前の6台から、広域化後10台へと増加した。また、宇部・山陽小野田消防局では、5台から7台へと増加され消防機能が強化されるという先進事例からもその有効性は明白である。

そして、広域化により、消防署所配置や管轄区域設定も適正化され、現場到着時間が短縮された事例も紹介された。また、本部機能統合等により、消防組織体制の強靱化及び効率化が図られ、現場活動要員が増加し、総合的な消防機能の強化が期待される。現に、奈良県広域消防組合消防本部においては、広域化により122人の人員を現場へ再配置可能となり、宇部・山陽小野田消防局では指揮隊2隊を新規に配置、小田原市消防本部では高度救助隊の発足という機能強化が実現した。

また、研修会では、静岡地域3市2町を管轄する静岡市消防局の広域化についても詳細に説明を受けた。静岡県内では16消防本部（令和4年4月1日現在）が稼働し、西部圏域では7消防本部、中部圏域では2消防本部、東部圏域では7消防本部が稼働している。消防広域化の方式は静岡市への事務委託方式が採用された。原則的にスケールメリットを活かし、委託市町の広域化前の消防にかか

る経費を上回る費用が生じないように調整され、広域化に参画する自治体に財政面における利点があるよう配慮されている。

消防広域化に向けて平成 23 年度には「静岡地域広域消防運営計画策定指針」が策定された。本計画においては、基本理念として、①住民への消防サービスの充実強化、②全市町の一体的な総合力の発揮、③投資の効率化と参加自治体のコスト縮減、④参加自治体首長等の運営への主体的参画という 4 つの理念が挙げられている。こうした理念に基づき計画が策定され、事務委託に向けた協議・調整が進み、平成 28 年 4 月 1 日に広域化の運用が始まっている。

そして、消防広域化により、現場到着時間の短縮、初動隊数の増加による出動部隊の充実、航空隊等特殊部隊の出動、部隊の移動配置の円滑化などが可能になっていること等の実績が報告された。

消防広域化について検討することは、坂戸市において今後市民の生命と財産を適切かつ迅速に保護するための整備を進める上で極めて重要な事項であり、本市における消防行政のさらなる発展と市民福祉向上のために今回の研究会で学んだ知見を活用していきたい。

## 午後の部：効果的な予算・決算の審議手法を考える

予算の編成には、首長の重視する政策群、基本的施策の方向性及びビジョン、当該自治体が直面する緊急課題及び施策等が示され、首長の意思決定を住民が議会を通じてコントロールするという政治的機能を持ち、また自治体が今後将来にわたり進むべきロードマップとして、首長の政策及びビジョンを反映する行政管理機能としての機能を持つ。そもそも、予算の意義・目的は、各々の地方公共団体の行政を計画的・効率的な民主的運営の実現のために、住民負担等によって確保された財源を住民意思を効果的に反映させつつどのように支出するかを具体的に明らかにすることにある。そして、予算には経済的機能として、所得再配分機能、経済安定化機能、資源配分機能など多様な複次的機能を持つものであることが示された。

そして、地方公共団体の首長は予算提案権及び執行権を持ち、議員は予算議決権（地方自治法第 96 条）及び予算修正権（地方自治法第 97 条）を持つ。予算修正権については、減額修正に制約はない。一方で、増額修正には制約あり、普通地方公共団体の首長の予算提出権を侵害してはならない。また、市長に対して議会が予算編成過程に用いられた資料の提出を要求する場合、その要求に市長が応じる法的義務はない。

また、所管事務調査実施の重要性についても説明された。調査可能な期間は原則として議会開会中に限定され、例外的に閉会中の場合でも、所管事務調査にかかる調査中、特に議会の議決により付議された調査事件については調査可能である。市議会会議規則第95条に基づき、所管事務調査を行う際の手続きには、調査を行おうとする常任委員会又は議会運営委員会で所管事務調査権を行うことについて議決がなされ、議長に対して調査事項、調査目的、方法、及び期間等について事前に通知する必要がある。

予算を修正する際、減額修正については特段問題は生じないが、増額修正については市長の予算提出権を侵害しないように行う必要があるとされる（地方自治法第97条）。

そして、増額予算には、予算総額を増額する方法と、総額を変動させないように予算の科目ごとに増減額を行う方法がある。本研修会では、明石市で行われた予算修正動議や、田川市において行われた予算増額修正についても具体的な事例に基づき説明された。

予算の修正以外に議員の意思を反映させる効果的手法として、予算組替え動議が説明された。これは、議員が修正を求める事項について、首長が修正を認めて再提出することを求める動議である。また、予算に対する附帯決議、予算に対する執行留保決議等の方法も予算修正以外の手法として紹介された。

議会による事業評価についても詳細な説明をいただいた。評価対象となる各事業ごとに多くのステークホルダーが存在し、ネガティブな評価をすることにより様々な批判に晒される恐れがあることから、多くの自治体議員にとって、対象事業を廃止する方向に評価するインセンティブは乏しいとされ、この点に事務事業評価の限界が示された。

先進事例として多摩市議会の事例が挙げられ、決算審査における議会による事業評価が翌年度予算に反映される必要性があることを市議会基本条例第9条において規定している。多摩市議会においては、3月の第一回定例会において、議会による事業評価が予算案に適切に反映されているかを委員会において質疑することになっていることも特徴的な点として示された。

今回の研修会において学んだ事柄は総じて今後における予算・決算審議に直接具体的に活用可能な知見であり、極めて意義のある研修会であった。

## 質疑応答

1. 静岡市消防局が広域化により静岡地域3市2町の管轄となったが、焼津市

と藤枝市が広域化に加わらなかった理由について質疑がなされた。答弁としては、藤枝市と焼津市はコンパクトに平地でまとまっていることから、効率的な消防行政の運営が可能となっており、財政面等におけるメリットを見出すことが困難であったことが理由として回答された。

2. 埼玉県消防広域化推進計画において、県内 7 ブロックを目標として掲げられているが、ブロックを超えて高機能消防指令センターの共同運用の計画を進めた場合において、ブロックと県の計画に齟齬が生じるのではないかという質疑がなされた。これに対する回答として、政令市レベルの規模では 7 ブロックに分けているが、ブロックを超えた形で指令の共同運用を行うに当たっては、県も支援していくと回答がなされた。